

業務指示書

ヨルダン国北部地域シリア難民受入コミュニティにおける廃棄物管理改善のための 情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年12月24日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 真野 修平 Mano.Shuhei@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年1月4日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

() 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：一般廃棄物に係る各種調査業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／廃棄物管理計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：廃棄物政策・技術支援等の経験
- 2) 対象国又は同類似地域：ヨルダン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 廃棄物施設/機材計画】

- 1) 類似業務の経験：廃棄物施設/機材に係る経験
- 2) 対象国又は同類似地域：ヨルダン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年1月8日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(JOD1 = 171.225 円 , US\$1 = 120.93 円 , EUR1 = 132.36 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部 (麹町) 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/廃棄物管理計画
廃棄物施設/機材計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

4.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年1月21日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

ヨルダン国北部地域シリア難民受入コミュニティにおける廃棄物管理改善のための情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/廃棄物管理計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 廃棄物施設/機材計画	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

2011年3月に始まったシリア危機の影響で、ヨルダンには多くのシリア難民が流入している。2015年1月現在、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）に登録されているヨルダン流入シリア難民は約62万人で、トルコ、レバノンに続くシリア難民の受入国となっている。

ヨルダンに避難してきたシリア難民のうち約8割強が都市型難民としてホストコミュニティで生活している。もっとも多く都市型難民を受け入れているのはアンマン県（27.4%）で次いでイルビッド（Irbid）県（23.3%）、マフラック（Mafraq）県（12.4%）となっており、首都及びシリア国境に近い北部に難民が集中している。これらの地域では、難民流入の影響により教育や保健医療といった社会サービスの維持が困難になっている他、廃棄物量の増加、不十分な廃棄物収集運搬や処理能力の問題、不法投棄の増加、固形廃棄物の不適切な埋立投棄処分や野焼きにより環境汚染や衛生面の問題が生じている。

ヨルダン国政府は Jordan Response Platform (JRP) を策定し、シリア難民受入にかかる開発ニーズ確認や脆弱性評価を実施しており、同レポートにおいても固形廃棄物の問題について指摘されている。また、国際機関や各ドナーにおいてもシリア難民受入地域を中心とした廃棄物セクターの支援を続けているが、開発ニーズは増え続けている状況がある。

一方、JICA が策定しているヨルダン国向け国別分析ペーパーにおいても、周辺地域の安定化促進を開発課題として掲げており、「シリア難民ホストコミュニティ支援プログラム」を協力プログラムと位置付けている。かかる状況から、JICA としても上記問題に対処するために支援策の作成が必要となっている。

2. 業務の目的

本調査は、「1. 業務の背景」を踏まえ、シリア避難民流入地域を対象にヨルダン国の廃棄物管理及び国際機関や各ドナーによる同分野支援にかかる基礎情報を収集すると共に、JICA の短期・中期的な支援策（案）を検討する。

3. 業務対象地域

ヨルダン国アンマン市、イルビッド県、マフラック県、アジュルン県、ザルカ県

4. 関係機関

(1) ドナー協力窓口

➤ 計画・国際協力省（Ministry of Planning and International Cooperation : MOPIC）

(2) 廃棄物関連機関

➤ 自治省（Ministry of Municipal Affairs ; MOMA）：自治体(Municipality)による一般廃

棄物管理事業の所轄・管理、予算措置

- 環境省 (Ministry of Environment ; MOE) : 廃棄物管理基本政策、計画、規則、基準、指針などの策定
- 共同サービスカウンシル (Joint Services Council ; JSC) : 自治体間で構成する広域自治体。中継施設や最終処分場を所管。
- 自治体 (Municipal) : 一般廃棄物管理の実施機関として、市内清掃、ごみ収集・運搬・処理・処分を担当。

(3) 関係ドナー

- 世界銀行 (World Bank ; WB)、AFD (Agence Française de Développement) : 固形廃棄物管理国家戦略 (Development of a National Strategy to improve the Municipal Solid Waste Management Sector) の策定等
- 国連開発計画 (UNDP) : イルビッド、マフラックの固形廃棄物のバリューチェーン分析、自治体ニーズアセスメント、アルケイダ (Al-Ekedir) 最終埋立処分場のリハビリ等の支援等
- EU : イルビッド、マフラック、ラムサにおける固定廃棄物管理マスタープラン策定等
- その他、複数のドナーがシリア難民受入地域の固形廃棄物を対象に支援を実施している。

5. 業務の範囲

コンサルタントは「2.業務の目的」を達成するため、JICA 及び「4.関係機関」と十分な意見交換を行ない、それぞれの機関の廃棄物管理に係る役割や権限を明確にしたうえで、「6.業務実施上の方針及び留意事項」及び「7.業務の内容」に示す内容の業務を実施し、業務の進捗に応じて「8.成果品等」に示す報告書を作成して JICA に提出する。

6. 業務実施上の方針及び留意事項

(1) 既存レポートの入念なレビュー

シリア難民受入地域、及びヨルダン国における固形廃棄物管理国家戦略等が策定されており、これらの内容を踏まえた上で JICA の支援案を策定する必要がある。調査実施に当たっては、「第3 業務実施上の条件 3. 参考資料 (1) 配布資料」に加え、その他関連情報を入手し、入念なレビューを行った上で、JICA の支援策 (案) を検討すること。特に固形廃棄物管理国家戦略においては、アクションプランとして短期 (2015-2019)、中期 (2020-2024)、長期 (2025-2034) 別に提案されており、支援策 (案) を検討する上での参考とすること。

(2) 他ドナーの実施する協力との重複の回避及び協調・連携

シリア難民受入地域、及び固形廃棄物管理セクターにおいては他ドナーから多くの協力が実施、計画されている。これらの協力内容を入念にレビューし、重複は避け、かつ、必要に応じて協調・連携の可能性を検討しながら JICA としての協力支援策をまとめる必要がある。

なお、上記ヨルダン政府が策定している Jordan Response Platform (JRP) には以下の国際機関、他国ドナーの援助実績が記載されている。

(WB 等)

➤ 2015年2月にWB、AFDの支援による固形廃棄物管理マスタープランを策定（配布資料①）。

(UNDP 等)

➤ 2015年前半にUNDPがアンマン県、ザルカ（Zarqa）県、イルビッド県、マフラック県、アジュルン（Ajloun）県、マアーン（Ma'an）県の16のMunicipalitiesを対象にセクター横断的にリスク・リソースマッピング（Mapping of Risks and Resources：MRR）を策定し、地域開発フレームワークを作成している。

➤ 2015-2018年におけるMRRの実施に必要な資金を緊急サービス・社会レジリエンスプロジェクト（Emergency Services and Social Resilience Project：ESSRP）から支援される予定。UNDPは、さらにクウェートからの資金を通じて対象とするMunicipalitiesを拡張する他、北部ヨルダンの残りの27 municipalitiesにも展開する予定。

➤ UNDPが“Mitigating the impact of the Syrian refugee crisis on Jordanian vulnerable host communities”プロジェクトを実施。シリア難民受入に最も影響を受けた36 municipalitiesを対象に実施。2014-2015年では、15のpublic parksの改修、整備を行った。（配布資料⑧）

➤ 2014-2015年にUNDPの社会連帯コンポーネントの下、MOI（内務省）とMOPICとの協働により、6県（イルビッド、ザルカ、マフラック、マダバ（Madaba）、マアーン、タフラ（Tafilah））を対象にConflict-related Development Analysisを実施。

➤ UNDPとカナダ政府との間で1,500万カナダドル（≒約13億8千万円）資金援助の合意の下、アルケイダ最終処分場の耐用年数引き延ばしのために処分場セルのリハビリ、拡張を実施中。（配布資料⑦）

(EBRD 等)

➤ 2014年に緊急サービス・社会レジリエンスプロジェクト（Emergency Services and Social Resilience Project：ESSRP）をイルビッド県、マフラック県の9 municipalitiesを対象に実施（無償資金：合計2,000万USD）、2015年に追加で他県も含め7 municipalitiesにも拡張。現在、ESSRPの資金額は5,700万USD。（配布資料⑨）

(UK)

- ▶ UK がシリア難民流入の影響の大きい municipalities を対象に WB の Trust Fund を通じて市民サービスの支援を過去 2 年間に於いて年 600 万ポンドを供与。さらに、ホストコミュニティのプロジェクト実施のために 650 万ポンドを Mercy Corps (国際人道支援を行う NGO) を通じて供与。

(USAID)

- ▶ USAID が MOMA と環境省 (Ministry of Environment : MOE) との協力の下、アルケイダ最終処分場のリハビリ、拡張のマスタープランを作成。
- ▶ USAID が Community Enhancement Programme を 2013-2018 年で計 5,000 万ドルの支援を実施中。支援対象はコミュニティの結束やコミュニティのレジリエンス改善等。

(EU 等)

- ▶ 2015 年 4 月にイルビッド県、マフラック県、アルラムサ (Al-Ramtha) 県の Municipalities 向けに固形物廃棄物管理のマスタープラン作成 (配布資料②、③)
- ▶ イルビッド、マフラック県の固形廃棄物の収集、処分の支援に 1,000 万ユーロを供与、また GIZ から技術支援を実施。BMZ が GIZ に 2 つのプロジェクトに資金供与。
 - ① マフラック、イルビッド、カラク (Karak) 県の廃棄物収集を改善するための “Advice to Refugee Hosting Communities in Waste Management” プロジェクトを 300 万ユーロの規模で 2014-2017 年の予定で実施中。
 - ② イルビッド、ラムサ、マフラック県のホストコミュニティ内における廃棄物の環境問題を緩和するために “Waste to Positive Energy” プロジェクトを 350 万ユーロで 2015-2017 年の 2 年間実施予定。

(3) 短期・中期的な支援策 (案) の検討について

支援策 (案) の検討に当たっては、特にシリア難民流入による影響が大きい地域を対象とすることとし、無償資金協力 (廃棄物清掃、収集、運搬、処分等の資機材調達等)、技術協力 (MOMA、JSC、Municipalities のキャパシティ・ビルディング、政策支援等)、円借款 (中継施設や最終処分場等の施設建設等) を中心に短期 (2015-2019)、中期 (2020-2024) 別に検討すること。ただし、短期、中期の考え方として、プロジェクト完了時期をベースとしつつも、案件形成・調査段階を含めて検討し、特に緊急性が高いものにおいては、2016 年度から開始するものとする。

また、今回検討する短期・中期的な支援 (案) に関する先方政府側への提示の仕方として円借款及び無償資金協力のスコープの違いは明確にしつつも、プロジェクト間の有機的な連携を示したサブ・プログラム案 (シリア難民受入地区の廃棄物セクター支援) として提示できる形が望ましい。(JICA 国別分析ペーパーにおいて、「シリア難民ホストコミュニティ支援プログラム」を掲げており、その下部に位置付けるものとする。) また、難民の置かれている社会的背景にも着目しつつ、必要あれば、難民特有

の事情を加味した支援策（案）を検討すること。

なお、これまでに日本政府はヨルダンに対して三度にわたり廃棄物管理施設機材整備の無償資金協力を実施している（1993年「大アンマン市環境衛生改善計画」、1995年「地方ごみ処理機材整備計画」、2004年「第2次大アンマン市環境衛生改善計画」；以下参照）。これらの協力の関連報告書や事後評価等（事後評価は「第2次大アンマン市環境衛生改善計画」のみ）も参考にすること。

（日本政府による過去の無償資金協力）

「大アンマン市環境衛生改善計画」（1993年、E/N額：5.04億円）

- ・協力サイト：大アンマン市
- ・協力内容：①廃棄物収集運搬機材（小型コンパクション車：25台、廃棄物ダンプトラック：5台、トラクター：4台、廃棄物トレーラー：8台、コンテナ洗浄車：1台）、②廃棄物埋立用機材（ブルドーザー：1台、ドーザーショベル：1台、ホイールローダー：1台、給水・散水車：1台）、維持管理用機材（移動処理用、予備品）

「地方ごみ処理機材整備計画」（1995年、E/N額：11.55億円）

- ・協力サイト：イルビッド、マフラック、クフリンジャ、北シューネ、サルト、マダバ、カラク、タフィーラ、マアーン、アカバ
- ・協力内容：①ごみ収集用機材（コンパクター：12台、ダンプトラック：8台、コンテナ500個）、②最終処分機材（ブルドーザー：9台、ホイールローダー：4台、ドーザーシャベル：3台、油圧式掘削機：4台、ダンプトラック：7台）、③維持管理用機材（スペアパーツ運搬・連絡車：3台、維持管理用工具・機器類一式）

「第2次大アンマン市環境衛生改善計画」（2004年、E/N額：7.43億円）

- ・協力サイト：大アンマン市
- ・協力内容：ごみ収集車両、中継輸送車両、最終処分場機材、管理用車両

(4) 先方政府からの要請内容

先方政府から資機材調達の支援ニーズ（配布資料⑨）がJICAに情報共有されており、これらの支援妥当性について確認すること（一部は、在ヨルダン日本大使館で支援予定）。特に焼却炉においては、環境への影響も踏まえながら、支援対象に含めるべきか否かは慎重に検討すること。また、要請機材の必要性が認められれば、無償資金協力等によるJICAの短期的支援策（案）に含めることを検討するので、概算レベル（カタログ単価等）で金額を算出し、JICAに提案すること。

7. 業務の内容

上記「6. 業務実施上の留意事項」を踏まえ、現地及び国内において以下の業務を実施する。コンサルタントは、以下に示す想定される活動内容を勘案し、本業務を効果的かつ効率的に実施する方法や、作業工程をプロポーザルにて提案すること。

(1) 国内準備期間

- ① 関連資料の収集、レビューを行い、情報を整理した上で、調査方針の検討を行う。
- ② 現地派遣期間で予定されている訪問先へ、必要に応じ質問状（案）を作成する。
- ③ インセプション・レポートを作成し、現地調査の前に JICA 関係部（中東・欧州部等）へ説明を行う。

(2) 現地派遣期間

- ④ ヨルダン国内における廃棄物管理の情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。なお、以下のエ)～ケ)においては、可能な限りシリア難民受入地区（アンマン市、イルビッド県、マフラック県、アジュルン県、ザルカ県）に特化した情報・資料も併せて収集する（以下、⑥～⑧に記載する現場踏査、他ドナー訪問を通じて収集することを想定している）。
 - ア) 廃棄物関連法規
 - イ) 廃棄物管理にかかる組織（MOE、MOMA、JSC、Municipalities）の役割分担
 - ウ) MOMA（廃棄物管理部署）等の組織体制、能力（予算情報含む）
 - エ) 廃棄物管理にかかる政策、マスタープラン等
 - オ) 廃棄物の排出、保管、収集、運搬、中間処理、最終処分、リサイクル、土地利用の現状
 - カ) 廃棄物管理にかかる政府、民間組織の現状
 - キ) 廃棄物管理の施設/機材の運営状況
 - ク) 廃棄物管理にかかる今後の開発動向
 - ケ) 他ドナーの廃棄物管理にかかる支援動向
- ⑤ MOMA を訪問し、廃棄物管理における政策、組織体制、財政、能力等を確認するとともに、JICA に情報共有されている機材調達の詳細について確認する。
- ⑥ アンマン市、イルビッド県、マフラック県、アジュルン県、ザルカ県のシリア難民受入が多い Municipalities 及び JSC を訪問し、組織体制、財政、能力等（特に、Municipalities の財政・収支面）を確認し、課題を把握するとともに、先方政府側の協力ニーズを確認する。なお、Municipalities 及び JSC の訪問は、MOMA とも相談の上、7～8 ヶ所程度に絞り込む。

- ⑦ シリア難民受入地区や固形廃棄物管理を対象に活動する他のドナーとの協議を通じて、それらの活動状況及び今後の計画を確認する。なお、WB（WBはヨルダンにオフィスがないため、固形廃棄物管理国家戦略を策定したコンサルタント（LDK Consultants）に面会）、UNDP、EUとは必ず協議すること。
- ⑧ 廃棄物収集・運搬及び最終処分場への現地踏査し、現状や課題を把握する。
- ⑨ 現地調査結果を JICA ヨルダン事務所に説明する。

(3) 帰国後整理期間

- ① 収集資料の整理・分析、収集資料のリスト作成、質問票回答の取りまとめを行う。
- ② 短期的、中期的な JICA の支援策（案）をまとめる。
- ③ 最終報告書（ドラフト）をまとめ、JICA 関係部（中東・欧州部等）へ説明を行う。
- ④ JICA からのコメントを踏まえ、最終調査報告書を作成する。

8. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。各段階の報告書は、英語、日本語の双方で準備し、JICA 中東・欧州部及びヨルダン事務所へ提出すること。なお、本契約における成果品は最終調査報告書とする。

(1) 報告書

- ・ インセプション・レポート
提出時期：2016 年 2 月中旬を予定。
部数：和文 3 部
- ・ 最終調査報告書（ドラフト）
提出時期：2016 年 4 月上旬を予定。
部数：英文 1 部、和文 1 部
- ・ 最終調査報告書
提出時期：2016 年 4 月中旬を予定。
部数：英文 10 部、和文 4 部、CD-R 2 枚

(2) 収集資料

業務時に収集した資料及びデータは分野別に整理しリストを付した上で JICA に提出する。

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報

を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

(4) 議事録等

現地での本調査に関する協議概要はメモとして取りまとめ、JICA に速やかに提出する。

(5) 成果品の仕様

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。英文報告書は国際的に通用する英文で作成し、提出前に必ず当該分野の経験・知識共に豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

報告書の印刷、電子化（CD-R）は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照のこと。また上記成果品は簡易製本とする。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

本業務は2016年2月上旬より開始し、2016年4月下旬の終了を目処とする。プロポーザルには具体的な業務工程も提案すること。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

全体約6.0 M/M（国内・現地含む）

(2) 業務従事者の構成

本業務には、以下に示す各分野の業務従事者が参加することを想定している。業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、下記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括/廃棄物管理計画（2号）
- ② 廃棄物施設/機材計画（3号）
- ③ 経済・財務分析/組織分析

3. 参考資料

(1) 配布資料

1) ヨルダン SWM 概要・国家戦略

- ① 固形廃棄物管理国家戦略（Development of a National Strategy to improve the Municipal Solid Waste Management Sector in the Hashemite Kingdom of Jordan）：世界銀行、AFP 作成

付属資料1：Report on the Objectives, Nature and the Use of the Municipal Solid Waste Strategy

2) マスタープラン

- ② イルビッド県地方固形廃棄物マスタープラン（Local Solid Waste Master Plan for Greater Irbid Municipality）：EU 作成
- ③ ラムサ県地方固形廃棄物マスタープラン（Local Solid Waste Master Plan for New Al-Ramtha Municipality）：EU 作成

3) ニーズアセスメントレポート

- ④ Jordan Response Platform（JRP）2016-18（ドラフト）：ヨルダン計画・国

際協力省作成

- ⑤ Solid Waste Value Chain Analysis Irbid and Mafrq Jordan : UNDP 作成－イルビッド、マフラックの固形廃棄物バリューチェーン分析
- ⑥ Municipal Needs Assessment Report – Mitigating the Impact of the Syrian Refugee Crisis on Jordanian Vulnerable Host Communities) : UNDP 作成－イルビッド、マフラックの自治体ニーズ評価

4) 個別プロジェクト資料

- ⑦ Improving Solid Waste Management and Income Creation in Host Communities – Rehabilitation of Alkaider Landfill : UNDP 作成－アルケイダ最終処分場のリハビリプロジェクト
プロジェクト期間 : 2013 年～2017 年
付 属 資 料 1 : The Government-Donor Coordination meeting on the rehabilitation of Al-Akaidar Landfill and site project, 2014 年 8 月 28 日
- ⑧ Mitigating the impact of the Syrian refugee crisis on Jordanian vulnerable host communities : UNDP 作成－シリア難民受入ホストコミュニティの負担軽減プロジェクト
プロジェクト期間 : 2013 年 4 月～2014 年 3 月
概要 : 北部地域を対象に雇用創出、サービスデリバリーの向上、地域経済開発等の支援 (日本も資金供与)
- ⑨ ESSRP (Emergency Services and Social Resilience Project for Municipalities Hosting Syrian Refugees)
プロジェクト期間 : 2014 年～2016 年
概要 : シリア難民受入地区の自治体へのキャパビル支援 (WB、英国、カナダ、スイス等が資金供与)
付属資料 1 : Project Appraisal Document
付属資料 2 : Resettlement Action Plan
付属資料 3 : Environment and Social Management Framework
- ⑩ ZARQA Waste Management Concept Note (ザルカ県の SWM 強化プロジェクト概要) : EBRD 作成

4) その他

- ⑪ 資機材調達の支援ニーズ (機材)
- ⑫ 無償資金協力「第二次大アンマン市環境衛生改善計画」関連資料 : J I C A (担当コンサルタント) 作成

(2) 公開資料

- ① JICA のヨルダン支援 : <http://www.jica.go.jp/jordan/index.html>

- ② 「大アンマン市環境衛生改善計画」基本設計調査報告書（1994年2月）：
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000035087.html>
- ③ 「第二次アンマン市環境衛生改善計画」予備調査報告書（2004年5月）：
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000164022.html>
- ④ 「第二次アンマン市環境衛生改善計画」基本設計調査報告書（2004年10月）：
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000163887.html>
- ⑤ 「第二次大アンマン市環境衛生改善計画」事後評価
http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2009_0411900_4_f.pdf

4. 複数年度契約

本業務は年度を跨る契約（複数年度契約）を締結し、年度を跨る現地調査及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出も年度末に切れ目なく実行でき、会計年度毎の精算は必要ない。

5. 業務用資機材の輸出管理

本業務の実施のために、現地調査に際して本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

6. 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況は、JICAヨルダン事務所において十分に情報を収集するとともに、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行い、安全管理基準を遵守する。またJICAヨルダン事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

7. 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

